

平成 25 年度新宿区外部評価委員会第 3 部会
第 7 回会議要旨

<開催日>

平成 25 年 7 月 22 日（月）

<場所>

区役所本庁舎 6 階 第 3 委員会室

<出席者>

外部評価委員（5 名）

名和田部会長、荻野委員、斉藤委員、中原委員、山田委員

事務局（2 名）

大竹主査、担当 1 名

説明者（4 名）

総務課長、文化観光課長、多文化共生推進課長、消費者支援等担当課長

<開会>

【部会長】

おはようございます。

第 7 回新宿区外部評価委員会第 3 部会を開催いたします。

委員の皆様、チェックシート等を配られていますので、適宜メモを取りながらヒアリングをお願いします。

では、今からヒアリング始めたいと思います。

外部評価委員会は、テーマごとに委員会を 3 つの部会に分けており、この第 3 部会のテーマは「自治、コミュニティ、文化、観光、産業」です。平成 24 年度より経常事業評価の本格実施が始まり、今年度は 2 年目となります。外部評価委員会では、今回の内部評価のうち、「経常事業評価Ⅰ」の 98 事業の中から、69 事業を抽出して評価することとしています。そして、外部評価する事業は全てヒアリングを実施させていただくこととしました。

また、今年度は第 2 部会の担当する分野である「福祉、子育て、教育、暮らし」の事業が多いため、その中から介護保険及び衛生の事業について、第 2 部会に代わって第 3 部会がヒアリングを行うこととなりました。

本日は、1 つの事業につき 25 分の想定でヒアリングを行います。前半 10 分程度で事業体系と内容をご説明いただき、その後、各委員から質問を行う形で進めたいと思います。質問が終了しなかった場合などは、追加で文書による質問をさせていただく場合もあります。

では最初は、経常事業 324 番「新宿区勤労者・仕事支援センター運営助成」です。10 分

ほどで簡単に事業説明をお願いいたします。

【説明者】

おはようございます。消費者支援等担当課長です。よろしくお願いします。

経常事業 324 番「新宿区勤労者・仕事支援センター運営助成」です。

新宿区勤労者・仕事支援センター（以下、「財団」）は、「働きたい」「社会に貢献したい」という思いをかなえ、「働き続けることを応援する」ことを目的として設立しています。

事業概要についてです。まず、財団の事業をご説明します。公益目的事業 1 として就労支援事業、公益目的事業 2 として中小企業の勤労者、事業主及び新宿区民に対する勤労者福祉事業、公益目的事業 3 としてリサイクル活動の普及促進及び活動団体の支援を行う事業、公益目的事業 4 として障害福祉サービス事業、公益目的事業 5 として高齢者無料職業紹介事業を行っています。これら 5 つの事業を円滑に進めるための管理費用という形で助成金を出しています。

事業の目標・指標ですが、勤労者福祉事業（ばる新宿）の会員数を指標に挙げています。24 年度末の現況 6,980 名に対し、目標 7,200 名です。事前に質問をいただいておりますが、目標の 7,200 名はどのように設定されたのかということです。ばる新宿に加入する対象者というのは、区内の中小企業に勤務する人で、事業主単位で加入していただく形になっています。平成 21 年の経済政策の基礎調査の報告によると、区内の中小企業の数 3 万 4,766 か所、従業員が 44 万 3,485 人となっていますので、それらの方々が入れる対象の形のものになるのではと思っています。目標を 7,200 名とした理由ですが、平成 12 年の 7,212 名が今までの加入者数での最大でした。そのため、目標値を最大値に近い 7,200 名という形で目標を設定しました。

続いての質問として、財団の事業によって就職機会を得た方々の満足度について把握しているかということです。これについては、今現在そういう形で把握はしていません。このことについては、この事業ではなく、計画事業「障害者、高齢者、若年非就業者等に対する総合的な就労支援」の中で、総合相談の利用者の満足度というような形で把握に努めていきたいと考えています。

事業経費ですが、22 年から 24 年までを比較すると 23 年は経費的な部分で下がっています。これは 23 年 4 月に、ばる新宿がここ・から広場のしごと棟に移転し、組織改正などがあつた関係で経費が削減されたためです。

事業評価についてですが、サービスの負担と担い手、手段の妥当性、効果的・効率的、目的又は実績の評価、総合評価などの各項目は、財団の全体を見回してどうかという観点で書いています。

勤労者・仕事支援センターの設立後は会員数が微増傾向にあります。平成 24 年度は全会員を対象に、事業に関するアンケート調査を実施しました。その結果に基づいて給付事業等の見直しを行うなど継続して安定的な運営をするための努力をしています。このことについて、事前質問として、25 年度に策定を予定している中期総合計画に、具体的にどのよ

うな施策を折り込む予定か、というご質問をいただいています。中期総合計画は、現メンバーが集まって策定している最中です。そうした中で、今のところ考えていることとしては、給付事業の給付内容と支給金額を検討すること、利用が少ない事業の廃止、他の団体との協働などを考えています。

改革・改善の内容としては、開設当初から一定の実績を上げてきて、今後も社会情勢に柔軟に対応できる体制の強化と効率的な運営の推進を図る予定であり、25年度は、将来を見据えた財団の経営基盤の確立を目指した中期総合計画を策定予定で、区としても継続的に運営補助を継続してやっていきたいと考えています。

事業の方向性として、類似・関連は対象外であり、受益者負担は、勤労者福祉事業で会員から入会金・会費を取っています。協働については、運営助成という事業の性格上、対象外であると考えています。

次に、予算事業シートについてご説明します。

補助対象としては、先ほど申し上げたとおり、財団の全体に対する給与に関するものや運営に関する費用、福利厚生事業という部分が入っています。それ以外の部分は、計画事業 37「障害者、高齢者、若年非就業者等に対する総合的な就労支援」の中に入っています。ですので、勤労者・仕事支援センターに運営助成全体の中の部分的なものがここに書かれているという形です。

事業経費について 22年度、23年度でちょっと数字がそれぞれ変わっています。事業経費(A)は、22年度は9,861万3,000円、23年度で5,698万9,000円となり、22年度から23年度にかけて下がっています。これは、まず、事業費の主たる用途の①「中小企業の勤労者、事業主及び新宿区民に対する勤労者福祉事業」について、組織改正によって人件費が安く済んだためです。

一方、事業費の主たる用途の②「リサイクル活動の普及促進及び活動団体の支援を行う事業」についてですが、西早稲田リサイクル活動センターの管理運営を指定管理者としてこの財団が請け負っています。費用のほとんどがその指定管理によってなされているわけですので、ここにはそのお金は全く出てきていません。ここに出てくるお金というのは、リサイクル活動の事業の中で自主事業という形で実施している部分について載っています。ですので、22年度から23年度にかけて経費が増えていますが、これは過去の自主事業に携わる方々の人件費が増えたためです。

事業費の主たる用途の③「収益事業・給付事業・管理費」についてですが、23年4月にここから広場に移転したので、移転費用と移転初年度の備品等々の購入という形で経費がかかっているのが、22年度が多くて23年度が少なくなっています。23年度と24年度の費用はそれほど変わりませんので、こういうような形で安定的に運営されていくだろうと見ていただければと思います。

さて、「適正な活動領域」が「行政領域・小」であるのに対して、現在の活動領域は「適正」とされていますが、これはどういったことを踏まえて判断されたのか、という質問を

あらかじめいただいています。この勤労者・仕事支援センター全体を考えると、ぱる新宿と呼んでいる勤労者の福祉事業を考えると、23区どこでもこれらを必ず持っているというわけではなく、勤労者の福利厚生については、いくつかの区が共同で運営していたり、そもそも持っていない区もあったりというようなことがあります。ですので、私どもとしては、行政領域を全ての区がいずれも持っているわけではないので、行政領域は小と選択しました。しかし、私どもが新宿区で活動している今現在の活動内容は適正であると考えています。

最後に、勤労者・仕事支援センターは、財団法人新宿区勤労者福祉サービスセンターと新宿区障害者就労福祉センター(チャレンジワーク)を統合して一つの財団になって5年目です。当区では、類似関連の事業はこの団体しかなく、勤労者福祉事業という形で考えてみても、平成24年度に全会員を対象としたアンケート調査を実施しました。これを受けて会員のニーズに合った事業の見直しを行う予定であり、そういった観点からも、財団設立の趣旨を再認識してより一層高いレベルの運営が行えるように、区としても運営の補助を今後とも実施していきたいと考えてまとめさせていただいています。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございます。ではご自由に質問をお願いします。

【委員】

ぱる新宿の会員は現在約7,000名ということですが、企業数でいうとどのくらいになるのでしょうか。あと、実際に登録した後に何らかのサービスの利用があると思いますが、どのくらいの割合の企業が実際に利用しているのかということも教えてください。

【説明者】

登録事業所数は、25年3月31日付で1,313事業所です。

また、アンケート調査で、過去1年間のうち、ぱる新宿を利用したことがありますかという質問をしており、年に1、2回というのが32.7%、年に3回から6回というのが38.7%ですので、大体1回から6回ほど利用されているのではないのでしょうか。なお、全く利用したことがないと言う方が17.2%いらっしゃいます。これらは一応アンケートからのものになります。

【委員】

事業の目標・指標について、過去の実績の最大値を参考に設定されているとのことですが、事業を所管する立場としては、この事業はどのくらいの規模を実施すれば適正であると考えていらっしゃるのでしょうか。というのも、この事業は大事なものであるし、これからますます大事になっていくという観点に立つと、目標値が少し低いのではないかと思うのです。この事業をどのように位置づけた上で経常事業として評価していくのかという観点を持って質問をしたわけですが、いかがでしょうか。むしろ、このことは計画事業の方で議論するものなのではないでしょうか。

【説明者】

この事業は、他区では3つの区が一緒になって、ある程度の規模を確保し採算が合うようにしているところもあります。新宿区については、他の事業と一緒に運営するということで、削減できるところを削減しています。そういった形で、新宿区でこれから中期計画を立てていく中で位置づけてやっていこうと考えています。大企業の福利厚生と中小企業の福利厚生を比べると、どうしても見劣りをしてしまいますが、いくつかの事業所がまとまることで大きな形での福利厚生ができるようになりますので、なるべく多くのところに加入してもらいたいという姿勢であります。ただ、民間の福利厚生の会社などもあつたりしますので、そういう意味では、だんだんと世の中の情勢が変わってきているのかなと感じています。ですが、財団の目標の中でも会員数を増やしていこうという立場は変わりません。

【委員】

財団にお金を出していく主たる事業は、やはりこの経常事業なのでしょうか。

【部会長】

予算の規模でいうとどうでしょうか。

【説明者】

総合的な就労支援事業が、予算の規模的には大きいものになります。

【委員】

それは計画事業ですね。では、その計画事業でのヒアリングのときに、いろいろお伺いしましょう。

【委員】

周知について、おそらく区内の中小企業に対してこういうことをやっていますということをやっつけらっしゃると思うのですが、具体的にどのような方法をとられていて、また、今後はどういうふうに評価をしていくのか、お考えをお聞かせください。

【説明者】

ぱる新宿ニュースというものを発行しています。これは勤労者の福利に限った内容ですが、区のBIZ新宿にも置いてあります。

【委員】

BIZ新宿でのみ配布しているのでしょうか。

【説明者】

もちろん、財団でも配布しています。あと、シルバー人材センターに委託してポスティングをしたり、売り込みというような形で周知をしたりしています。

【委員】

例えば商店街に配布するなど、そういうようなことはお考えではないですか。

【説明者】

新聞折り込みという形でやっています。

【委員】

いや、企業が対象ですから。企業でも新聞は見るのですが、それにしても、これは一般区民を対象にしているわけではありませんよね。

【説明者】

そうですね。

【委員】

区内 3 万 4,000 の中小企業を対象にしているのだから、その人たちが属している組織に配布するというようなことをしないといけないのではないのでしょうか。新聞折り込みでは社長たちに確実に伝わるかどうか分からないような気がします。

【部会長】

大事なことで一つ確認したいことがあります。この事業は会費を取って行っているわけですよね。これは事務局に確認した方がいいのかもしれませんが、企業から取っている会費は、この内部評価の内容には記載されていないのでしょうか。

【説明者】

この内部評価に計上されている経費は、区が補助金として出している金額しか入っていません。

【部会長】

この事業が運営助成という事業ですからね。

【事務局】

その辺は、後ほど事務局から説明させていただきます。

【部会長】

わかりました。ほかに質問はよろしいでしょうか。

では質疑を終わります。ありがとうございました。

<説明者交代・委員紹介・趣旨説明>

【部会長】

では、続いて、経常事業 571 番「地域国際交流事業」です。ご説明をお願いします。

【説明者】

おはようございます。多文化共生推進課長です。

本日、地域国際交流事業も含め 3 事業ございまして、それぞれの施策の体系の位置づけとしては、基本目標が「多様なライフスタイルが交流し、『新宿らしさ』を想像していくまち」、個別目標が「ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち」、基本施策が「多文化共生のまちづくりの推進」ということで、その中の 3 事業が本日ご説明する事業です。

初めに、経常事業 571 番「地域国際交流事業」について説明します。あらかじめご質問いただいていたので、それにお答えするような形で進めていきたいと思っております。

地域国際交流事業は、地域における国際交流を促進して、ひいては多文化共生の社会へ

結びつけるという事業です。

まず、事業概要に、「外国人が多く住む他の自治体と連携し」とあるが、都や他区との連携事例を教えてほしいという質問をいただいています。基本的には、外国人が多く住む都市というのは集住都市会議というのを持っていて、集住都市会議は南米の日系人が多い自治体が対象となって連携している自治体の組織です。新宿区は南米日系人ではなくて、アジア系のニューカマーの外国人が多いということで、集住都市会議には直接は参加していませんが、その多文化共生に係る様々な課題については共有できる部分がありますので、集住都市会議にできるだけ参加して、いろいろな話を聞いているところです。東京都や他の区ということになりますが、例えば東京都だと、東京都市区町村国際交流推進連絡会議というものがあるが年 2 回ほど開かれて、東京都の市区町村が全て集まり国際交流をやっています。それから、都内には国際交流基金や、自治体国際化協会といった国際化を進める財団法人があり、そちらが主催する会議やイベント、セミナー等の情報を、東京都を通じて提供されています。東京都とは主にそういった情報提供をいただく形での連携をしています。他区との連携ですが、情報共有のため、昨年 1 回 23 区の課長会を開いたのですが、新宿区は人口に占める外国人の割合が 10%を超えており、他区との関係ということでは、やはり温度差が区によってかなりありますので、連携するというところまではなかなか結びついていないところです。

二つ目に、区の独自事業はふれあいフェスタの出展だけかというご質問ですが、区の独自事業としては、ふれあいフェスタと 23 年度に実施した多文化共生フェスタがあります。その中には、未来創造財団との役割分担があるのですが、財団に国際化の理解を進めるための様々な講座があって、そういったところについて一緒にできる部分は一緒にやっているというような形です。また、出展ブースにおける外国人コミュニティの PR とはどのようなもので、どのような効果が期待しているのかということですが、期待ということについては、区内に多く住んでいる外国人の方には、韓国、中国のほかにもミャンマーやネパール、ベトナム、タイ、フィリピンなどの国々の方も多く住まわれているということを地域の皆さんに知っていただきたいと考えています。そのため、ふれあいフェスタの中で、そういった国々の料理や文化を紹介するというような形でブースを展開しています。

三つ目に、共催・後援事業を多く行うことが事業手法としてより効果的であるとの考えに立っている印象を受けるが、もしそういったお考えをお持ちであるならば、その理由・根拠はどういったことにあるのかというご質問です。私ども多文化共生推進課としては、区がみずから事業を進めるということもありますが、それ以外にも新宿区には国際交流や外国人コミュニティの方々の中で様々なイベントを開催する団体が数多くあります。そういった中で後援や共催というような形をとり、主には周知活動を区の広報やホームページ等を通じて周知して、その団体の活動を活性化させていくことを行っています。そうしたことで、多文化共生の考え方を地域の皆さんに知っていただこうと考えています。

四つ目に、日本人の参加による相互理解の促進は大きなテーマだが、何か具体的な企画

があるのかというご質問です。日本人の参加というのは、例えば、未来創造財団事業として、多文化共生プラザにて毎月第 2 金曜日に国際交流サロンを開催していますが、そちらには多くの日本人の方に参加していただいています。半分以上は日本人だと聞いています。それから、様々な多文化共生施策の中で、外国人の方だけではなく日本人の方にも参加していただくというような形で、相互理解を促進しているということです。

五つ目に、協働が重要な働きをする事業のように思われるが、共催・後援名義の承認をするだけでなく、今後、イベント等を協働で実施するという方向で事業の見直しを行うという考えはあるのかというご質問です。地域国際交流事業自体をについて見直しをするということではありませんが、多様な外国人コミュニティや支援団体との顔の見える関係を常に意識し、一緒にできるものは一緒にやっという姿勢でいます。例えば、協働という観点で言えば、地域調整課の所管になりますが、協働事業提案制度というのがあり、今年には新宿アートプロジェクトという子どもたちの芸術活動を通じた活動を協働事業として行いました。そういった協働の観点も取り入れながら事業を行っているところです。

最後に、24 年度に多文化共生フェスタを実施しなかったのはなぜかというご質問です。24 年度は、計画事業 83 番「地域と育む外国人参加の促進」の方で、ネットワークづくりという趣旨で多文化共生フェスタの事業を開催しています。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございます。では、ご自由に質問をお願いします。

【委員】

国際交流サロンについてお聞きします。参加者の半分以上が日本人の方ということで、この日本人の方というのは例えばどういう方でしょうか。地域の方、町会の方、いろいろありますが。

【説明者】

地域の方ですが、町会の役員ということではなくて、例えば外国語を学んでいらっしゃる方、外国の方と直接会話してみたいというような方です。比較的年配の方が多いと聞いています。

【委員】

多文化共生フェスタについて、24 年度はこの事業で予算措置されていたけれども、実際は実施しなかったのが執行率が低くなっていると解釈すればよいのでしょうか。

【説明者】

実際は事業経費として、地域国際交流事業の中ではその年にあらかじめそのイベントが予定されているというものがわかっていればいいのですが、実際には突然発生するものもあり、そういったものための財源というのは多少用意しています。例えば 23 年度ですと、この年初めて多文化共生フェスタを実施したのですが、見通しの中でここは多文化共生をテーマにしたイベントをやってみようということで始めたのが多文化共生フェスタです。それを恒常的にやっというということで、24 年度からは計画事業の中の多文化共生イベ

ントをその多文化共生フェスタに位置づけたということです。例えば、欧州評議会といったところの絡みで、新宿区でイベントをやってくれないかという話があったときに、そういったイベントを行うことができるよう、ある程度の経費を予定しているものです。具体的に前年度に次年度の実施内容を確定させたうえで予算計上できない部分もありますので、昨年度はたまたまそういったイベントもなくて執行率が悪かったということになります。

【委員】

わかりました。

【委員】

この事業の基本的な形がまだ理解できてなくて質問しますが、例えばこのふれあいフェスタでブースをやるのは委託でやっているということですよ。

【説明者】

はい。

【委員】

その委託先は未来創造財団なのでしょうか。

【説明者】

いえ、ふれあいフェスタ自体が文化観光課の事業で、大新宿区まつりの一環でやっておりますので、委託先としてはそういうイベント会社に委託をします。その経費的な按分ということで多文化共生の方から百万何がしを文化観光課の方に執行委任をしまして、一緒に契約をしている形になります。

【委員】

そうすると、先ほどから協働しているというお話がでていますが、協働の相手方は企業なのでしょうか。

【説明者】

いえ、協働しているのはもちろん外国人コミュニティや、地域団体などです。

【委員】

では、地域の外国人の方は、どのように関わっているのですか。

【説明者】

ふれあいフェスタだけで申し上げますと、確かに、イベント会社に委託して、テントやブースの設営などをやってもらいます。しかし、実際のブースの運営は、例えば昨年と言うとミャンマーとタイのコミュニティが行い、その運営経費はそれぞれの団体が負担してもらおうという形でやっています。

【委員】

ブースの中で、地域の外国人の方々が外国料理をつくったり、文化を紹介したりする場合、こういうふうにやろうかというような打ち合わせをイベント会社とするということなのですか。

【説明者】

いえ、それは私どもと打ち合わせさせていただきます。結局、イベント会社が設置したブースを運営する外国人の方々はどう使うかということになりますので、その使い方については我々と直接やりとりをして決めています。

【委員】

そのやりとりをされる流れはこの事業の枠組みの中なののでしょうか。それとも、ほかの事業なののでしょうか。

【説明者】

外国人コミュニティとの関係というのは日ごろの関係ですので、例えば、今回はふれあいフェスタの中でこういった店舗を設けられますがいかがですかというお話は、例えば計画事業の方で連絡会がありまして、その連絡会の方に投げかけて、手を挙げていただいたところと直接打ち合わせをするという形をとっています。

【委員】

その調整は担当課さんがされているということですか。

【説明者】

そうです。

【部会長】

そろそろよろしいでしょうか。それでは次の事業に入りましょう。

次は経常事業 573 番「外国人学校児童生徒保護者の負担軽減補助金」です。説明をお願いします。

【説明者】

経常事業 573 番「外国人学校児童生徒保護者の負担軽減補助金」です。

こちらは、所得制限を設けたうえで、外国人学校に通われる児童・生徒の保護者に対して補助金を交付する事業です。内部評価に「経済的理由で就学が困難な」ということが書かれているように、所得制限を設けていますが、区立の学校に通うお子さんの、例えば「準要保護世帯」相当の方との均衡を考えながら運用しているところです。

あらかじめご質問をいただいておりますが、区立学校に通う場合は本事業の対象となるのか、あるいは就学援助の対象になるのかということですが、区立学校の場合は、いわゆる 1 条校といって、学校教育法の 1 条に定める公立学校にあたるので、区立学校に通われるお子さんについては、教育委員会で行う就学援助の対象となっています。一方で、例えば韓国学校や朝鮮学校、中華学校というところは、教育基本法では各種学校の扱いになっていて、教育委員会で行う就学援助の対象に入りませんので、それを補完する意味で私どもの方でこういった事業をやっているところです。

続いての質問として、事業の目標・指標として支給人数を設定されているが、積算根拠は何かということです。確かに、支給人数を指標とするのは結果として何人という目標値になるので、なかなかこれが適切かどうかというところもすごく悩ましいところです。しかし、私どもとしてはこの事業については、ほかに数値的なその指標に表せるものがなか

なか見当たらないところでして、過去の経緯から 120 人という年間の概ねの目標を設定しました。全体の対象としては、新宿区内外国籍の児童・生徒が大体 1,500 人から 1,600 人ほどいて、そのうち、内部評価に記載している学校に 500 人ぐらい通われているということで、対象としてはかなり多いです。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございます。

では、最初に私から質問させてください。「準要保護世帯」という言葉がありますが、この概念は要綱に規定されているのでしょうか。それとも法律ですか。

【説明者】

これは国からの通知にある言葉です。要保護世帯に準ずるという形で、低所得層を「準要保護」と言っているようです。

【部会長】

はい、わかりました。主として就学援助をするときの基準的概念として教育委員会が使っている言葉であるということですね。

では、どうぞ委員からご自由に質問をお願いします。

【委員】

それでは。先ほどご説明あったように、教育基本法の 1 条校は、全て日本人であろうと外国人であろうと同じように扱うということになっているということですね。そういう中で、この事業は各種学校扱いの学校を対象としているわけですがけれども、補助金の交付の方法や基準等は、1 条校の扱いに準じていると考えておけばよろしいわけですか。

【説明者】

1 条校の方でどのように取りまとめているかということまでは承知していませんが、私どもでは、対象となる学校を通じて当制度のお知らせをして、学校に取りまとめをしていただいています。所得等については、保護者の方が在住しているかということと、その保護者の家族の所得をこちらで調査してこの制度が適用できるか判断しています。

【委員】

わかりました。

【部会長】

こういう補助をしていることについて区民から何かご意見等いただいているということはありませんか。

【説明者】

直接、この事業のことではないのですが、東京都が各種学校私学助成という形で補助金を交付しており、そういったことについていかななものかというようなご意見はいただいたことがあります。

【委員】

117 人が利用されているということなのですが、分母はどうなっているのでしょうか。

【説明者】

分母は 500 人ぐらいになります。ただ、その中でも所得が高い人は適用になりません。500 人のうち適用となるのは 117 人です。

【委員】

すみません。では、分母は韓国学校や朝鮮学校、中華学校に通う生徒の総数ではなくて。

【説明者】

はい。そうではなく、保護者が新宿区民である児童・生徒が 500 人ぐらいいて、その中から申請をしていただいている方で所得基準に合っている方が 117 人いるということです。

【委員】

「準要保護世帯」は、具体的にどのぐらいの年収基準なのでしょう。

【説明者】

所得基準につきましては、2人世帯ですと年間総所得金額が 292 万円以下です。それから順次、世帯の家族構成によって上がっていきまして、6人世帯ですと 503 万円以下、7人以上ですと 1 人増すごとに 54 万円を加算した額になります。

【委員】

年間所得が 2 人世帯で 300 万しかないということですか。それは大変ですね。

【委員】

適正な活動領域の行政領域・大というのは、具体的にはどういうことを意味されてこう記述されたのですか。

【説明者】

一応、経済的理由で就学が困難な保護者に対する支援ということですから、教育を受ける権利を保障していくという趣旨で、子どもが支援をしていくというような形で大ということにさせていただいています。

【委員】

基本的な権利に関することだから、行政領域は大きいという意味ですね。

【説明者】

はい。

【委員】

先ほど、区立の学校に通っている外国籍の方についての補助は別事業であるというお話でしたが。

【説明者】

区立小・中学校に通われているお子さんは皆さん、教育委員会で行う就学援助の対象になります。

【委員】

ちなみに、そちらの就学援助とこちらの補助は同額なのでしょう。

【説明者】

基準は同じですが、就学援助はもう少し細かくなります。例えば給食費ですと、小学校何年生は幾らというような形でもう少し細かくなります。それから、学用品に対する補助も学齢によって異なります。それに加えて、例えば修学旅行などの支度金のようなものもあります。

【委員】

そうすると、総額はどちらが高いのですか。

【説明者】

私どもの補助は一律 6,000 円となっていますので、例えば小学校の低学年ですと 6,000 円の方が多少高くなりますし、中学校になると、就学援助は給食費と学用品のお金などの関係で、少し少なくなるというような形です。

【部会長】

でも、政策意図としては両者同じであるべきというお考えで金額を設定されているということですね。

【説明者】

ほぼそれに見合うという形で考えています。

【部会長】

ちなみに、教育委員会所管の方の「準要保護世帯」の割合はどのくらいかわかりますか。

【説明者】

就学援助の方についてはわかりません。申しわけございません。

【部会長】

ほかにいかがですか。では、次の事業に入りましょう。次からは計画事業です。

今年度は第二次実行計画期間の 4 年間のうち、1 年目の評価となります。外部評価委員会では、今年度の内部評価のうち、まちづくり編の中から、半数の事業を抽出して評価することとしています。そして、外部評価する事業はほぼ全てヒアリングを実施させていただくこととしました。

事業説明のやり方は経常事業と同様です。では、事業説明をお願いします。

【説明者】

計画事業 83 番「地域と育む外国人参加の促進」です。この事業は、外国人と日本人が互いに理解し合うという多文化共生の趣旨にのっとった事業です。

事業内容ですが、一つは 17 年 9 月に設立したしんじゅく多文化共生プラザで、利用者の中でのネットワークをつくったネットワーク連絡会を立ち上げ、これを現在では多文化共生連絡会という形で位置づけています。それと、(仮称)新宿多文化共生推進会議といって、昨年 9 月に多文化共生まちづくり会議という区長の諮問機関として条例で設置をした会議体があります。そういった 2 つの会議体を持っています。主にはそういったものの運営と、多文化共生フェスタをこの事業の中の多文化共生イベントの中でやっています。

この事業についてもあらかじめご質問をいただいています。まず、事業目的欄に「主体

的にまちづくりに参画できる」とあるが、ここでいう主体的とはどういうことを指すのかということ。この「主体的に」とは、例えば多文化共生まちづくり会議という区長の諮問機関には、31人の委員のうち15の方が外国の方で、あとは、地域団体の方や外国籍の方を支援している団体の方で構成されています。主体的にという言葉は、区長の諮問に対して答申する形で政策提案に関わるということで、外国籍の方が主体的に区政運営に関わっていくというような意味合いで、この言葉を使っています。

二つ目のご質問として、区と外国人コミュニティ団体との双方向のコミュニケーションがとれる体制を構築していく必要があるということだが、具体的にはどういうことかということです。多文化共生連絡会にしても多文化共生まちづくり会議にしても、双方向のコミュニケーションを取っていますが、区からの情報を一方的にお出しするような場面では、もう少し外国人コミュニティの方々のご要望を酌み取れるような形で考えていく必要があるのではないかと思います。新宿の場合 110 か国以上の方がお住まいですので、そういった中で広い広範なコミュニティとの接触を考えていく必要があると考えています。

三つ目のご質問で、24年度の実際取組として多文化共生まちづくり会議が開かれて議論が展開するが、このことについて現場ではどのように受けとめられているかということです。多文化共生まちづくり会議については、先ほど区長が諮問してということをご説明しましたが、今期の会合では、2つのテーマで、例えば災害時における外国人支援の仕組みづくりということで、東日本大震災を受けて、外国人の方とどのような連携をとって災害時に対応していくかということをご議論いただいています。もう1つには、外国にルーツを持つ子どもの教育環境の向上ということで、これは外国にルーツを持つ子どもという別の計画事業とも密接に関わりますが、例えば先ほどの災害時における外国人支援については、外国人の方からの地域の方への支援も当然視野に入れながらお話をしているところです。特に地域の方々、商店街や町会の方々には、この問題については非常に真剣に考えていただいて、取り組んでいただいているところです。

外国人コミュニティの方も、災害時にどうするというようなことでは、国籍によって行動も様々ありまして、大使館と連携している国もあれば大使館との連携が薄いところもあります。今、進めているのは、災害時に自分がどういう行動をとらなければならないかというのがまだまだ浸透していない部分もありますので、正しい知識をもつていただくというところでお話をしているところです。そういう意味では、まちづくり会議の中で外国人コミュニティの方のおっしゃることが新鮮に受けとめられたり、区側の説明で実際のところを理解していただいたりして、お互いに理解を進めているところです。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございます。では、委員の方からご質問をお願いします。

【委員】

災害時における外国人の支援ということで、地域の方などと話し合いを持たれているということですが、災害時において、外国人が多く住んでいる地域の住民の方が一番懸念さ

れていることは何でしょうか。反対に、外国人の方が一番心配しているようなことは、こういう話し合いの場に出てきているのでしょうか。

【説明者】

地域の方が一番心配されているのは、例えば町会の方ですと、避難所を開設したときに外国人の方が多く来てしまうのではないかということです。ただ、自宅に倒壊や火災のおそれなければ必ずしも避難する必要ないということをお話ししていますが、なかなかぴんときていない方もいらっしゃいますので、さらなる周知活動が必要と感じています。

もう一つは、帰宅困難者の問題が一緒になっているというところがあって、例えば東日本大震災のときには新大久保駅の周辺で多くの帰宅困難者が出て、その人たちが一斉に大久保小学校といった避難所へ行ってしまったということがありました。そういう意味では、帰宅困難者の方々は基本的には事業所に留まっていますが、そのことに関しては危機管理課の方で取り組んでいますので、そういったところの理解を得られるようこれからも啓発を進めていこうと考えています。

最後に、外国人の方にどのように情報を伝えるかということがあります。いろいろな言語で情報を伝えていかなければなりません、そういったことも今議論をしているところです。

【部会長】

ほかにいかがでしょうか。

【委員】

先ほどの多文化共生フェスタそのものに関する予算というのは、この事業でよろしいのでしょうか。

【説明者】

多文化共生フェスタは、多文化共生のイベントということで予算措置をしていて、23年度は地域国際交流事業の予算を使って多文化共生フェスタを初めて開催したのですが、フェスタの内容が実際には多文化共生連絡会が主体となってやるものだったので、計画事業83番「地域と育む外国人参加の促進」の中で多文化共生連絡会の位置づけがあるということで、基本的にこの計画事業のイベントとしてやった方がよかろうと判断し、24年度からそういった位置づけでやっています。

【委員】

では、今後もそういう方向で、多文化共生連絡会が主軸となってやっていくような方向性なのでしょうか。

【説明者】

そうです。多文化共生フェスタ自体は、こちらの多文化共生連絡会のイベントというような位置づけで今は考えています。

【委員】

委託ですか。

【説明者】

基本的には、多文化共生連絡会に委託をしてということです。ただ、私どもがやはり中心的に関わってイベントを実施しているところです。

【委員】

サービスの負担と担い手についてですが、担い手を「その他」とされています。これは、具体的に何を指すのでしょうか。

【説明者】

選択肢の中からちょうど当てはまるものが見当たりませんでした。

結局、多文化共生まちづくり会議にしても連絡会にしても、会議体が大きいところで、そういった会議の運営については税負担ではあるのですが。

【部会長】

それをサービスと言うのかということもありますね。

【説明者】

そうですね。こちらがお聞きしたいことを、会議を開いて聞いているという部分もありますので。

【委員】

そういう意味ですか。

では、例えば、手段の欄にはこういった会議等をやってその主体的な活動を引き出し、また相互コミュニケーションを図ったということが書かれていますが、評価欄には、プラザの利用満足度などのことが急に出てくるので、そういった意味で、手段の欄にもプラザのことを記述することは必要だったのではないかと思うのですが。

【説明者】

多文化共生連絡会はもともとプラザを中心に集まっていたいただいている方々で構成されていて、多文化共生プラザの利用をどのように促進していくかということも議題としていただいています。その中で、多文化共生プラザの利用促進も課題になっていて、連絡会の方々にはそこも話し合いをしていただいています。そのために、指標としては満足度といったものも入れさせていただいています。

【部会長】

この事業自体がいわゆる中間支援的業務なのですね。だから、サービスの負担などと言われても、あまりびんとこないのではないのでしょうか。

では、ほかにいかがでしょうか。

【委員】

多文化共生フェスタは、23年度はどこで開催されたのでしょうか。

【説明者】

大久保公園です。23年度はK-POPを中心に行いました。

【委員】

以前、財団が管理している体育館の中で、外国人の方々との交流会に参加したような記憶があるので、それが多文化共生フェスタだったのかなと思ったのですが。

【説明者】

財団でも国際交流の事業をかなり行っていますので。

【委員】

では、やはり別のイベントだったのですね。

あと、多文化共生プラザというのは、ハイジアの中にあるのですよね。

【説明者】

はい。ハイジアの11階です。

【委員】

外国人の相談窓口の事業などは、未来創造財団にお願いをされていて、プラザの運営もそうですよね。

【説明者】

プラザの運営は、基本的に直営の形をとっています。ただ、連絡会の事務といったものについては委託しています。

【委員】

連絡会とは、この多文化共生連絡会のことですよね。連絡会の運営そのものは委託をしているということですか。

【説明者】

プラザには、所長が1人、区の職員でいるのですが、あとの職員は財団の職員で、そちらは委託の形をとっています。

もともと、多文化共生プラザができてしばらくは、財団の多文化共生課があの中に事務所を設けていました。それが、24年度になって全て新宿文化センターへ事務所を移転させたものですから、所長1人ではなかなか対応しきれないので、多文化共生連絡会の運営委託というような形で財団の職員をつけています。

【委員】

財団の相談員の人たちも、プラザにいるのですよね。

【説明者】

はい。プラザと区役所の1階にいます。

【委員】

ですよね。財団に委託しているものもあれば区の直営にしているものもあって、なぜそうなっているのかと不思議に思ったのでお尋ねしました。

【説明者】

プラザの建物自体が東京都の建物をお借りしているということで、指定管理になじまない部分もあって、直営施設としています。

【委員】

建物は東京都のものなのですか。

【説明者】

東京都の信託方式で建てた建物です。もともと大久保病院と駐車場だったところです。

【部会長】

この事業自体は、先ほど中間支援的と申しましたが、区が音頭をとって外国人の社会参加を促進するためのいくつかの組織をつくっているという事業ですよ。ですから、事業といってもやや毛色の違う事業というか、組織をつくる事業みたいな感じですね。

【委員】

でもイベントはしていると。

【部会長】

ええ。

【委員】

昨年度の内部評価では要改善とされていて、こちらとしては適当であると外部評価したわけですが、昨年度に要改善と掲げられたことについて、今年度はどのように受けとめられたのでしょうか。今年度の内部評価は大変結構だとは思いますが、昨年度から今年度にかけてのその辺のところを伺いたいのですが。

【説明者】

改善の方向としては、24年度の内部評価実施結果報告書の第二次実行計画における改革方針にあるとおり、多文化共生連絡会が多様なネットワークを活かして多文化共生社会の推進のために今まで以上に役割を果たすとともに、顕在化する様々な政策課題を議論する組織として（仮称）新宿区多文化共生まちづくり会議を設置し、参画に取り組むということで、24年9月に設置して実現しました。多文化共生連絡会の方は、そういった政策提案ではなくて、もっとネットワークをつくって広げていくということと情報供与をしていくというような役割として整理をさせていただいているところです。

【委員】

わかりました。

【委員】

事業の方向性として継続とありますが、逆に、一体どういうときに廃止になるのでしょうか。

【説明者】

多文化共生まちづくり会議自体が条例で設置しましたので、これ自体は継続ということですが、ただ、計画事業として継続するかどうかというのはまた別の話になるかと思いません。廃止となると、多文化共生社会が実現しているときの話ではないかと思いません。

【部会長】

計画事業から経常事業に移行して、更に多文化共生社会を実現すれば、廃止ということになるのでしょうか。

ほかによろしいでしょうか。

では質疑を終わります。ありがとうございました。

<説明者交代・委員紹介・趣旨説明>

【部会長】

では、続いて、計画事業 73 番「文化・歴史資源の整備・活用」です。説明をお願いします。

【説明者】

おはようございます。文化観光課長です。よろしくお願いいたします。

計画事業 73 番「文化・歴史資源の整備・活用」です。新宿区第二次実行計画の 162 ページをお開きください。下から 3 段目 4 段目がこれから説明する事業です。

まちづくりの基本目標の一つに、「多様なライフスタイルが交流し、『新宿らしさ』を創造していくまち」という基本目標がありますが、これを実現するための個別目標の一つとして、「成熟した文化都市が息づく、魅力豊かなまち」という個別項目があります。この個別項目を実現するための基本施策の一つに、「文化・歴史の掘り起こし、継承、発展、発信」という基本施策があります。今回ご説明する事業は、この基本施策のもとに展開している事業です。

事業の目的ですが、新宿に残る大切な土地や町の記憶を収集、保存、調査、発信等することにより、区民や来外者の皆さんと広く共有していくものです。まちの記憶である歴史や文化を大切にすることは、住むことに誇りを持てる暮らしやすい町としていくため、また、まちを訪れる方にそのまちのファンになってもらい、あるいは繰り返し訪れていただくためにも欠かせないものです。新宿の持つ歴史や文化は、区が持続的に発展していくための大切な成長エンジンであり、新宿区全体の魅力の向上に貢献するものです。

続いて、事業の概要ですが、まず、枝事業①「漱石山房の復元に向けた取組み」についてです。この事業は、漱石生誕 150 周年に当たる平成 28 年度、暦年で申し上げますと平成 29 年 2 月の開館に向けて、(仮称)「漱石山房」記念館を整備する事業です。整備に当たっては、平成 24 年度に、学識経験者、地域の代表の皆様方、公募委員を構成員とする(仮称)「漱石山房」記念館整備検討会を設置し、記念館の整備基本計画を定めました。本年度 25 年度は、本事業へ幅広く参画を促す手法の一つとして基金を創設し、7 月 1 日より寄附の募集を開始したところです。お寄せいただいた寄附については、施設の建設あるいは資料収集の経費に充当します。

次に、枝事業②「落合の文化・歴史資源の整備・活用」です。

本事業は、落合地区の文化・歴史資源の掘り起こし、活用、発信等取り組むことで、地域への愛着や誇りを育み文化の振興を図るとともに、観光資源としても活用していくもので、平成 24 年度は洋画家である中村彝のアトリエを再現し、記念館として本年 3 月に予定

どおり開館することができました。こちらの指定管理の事業については、以前のヒアリングの際にご説明をさせていただいたとおりです。25年度以降につきましては、現在までのところ、新たな施設の整備案件はありません。

事業の経費ですが、総額1億9,800万円のうち、漱石山房の復元の取り組みに1,320万円余、残りの1億8,500万円を落合の文化・歴史資源の整備、活用に充てています。この1億8,500万円のうち1億5,000万円余がアトリエ記念館の建築経費に充てたものでして、こちらの財源は、特定財源である社会資本等整備基金を充当したものです。

次に、事業の手法、手段、評価、今後の方向性等についてご説明いたします。

まず、「漱石山房の復元に向けた取組み」です。記念館の整備に向け、平成24年度には検討会を設置し、記念館の基本計画を策定しました。25年度は基金創設及びこの基金の周知し、26年度には記念館の設計、27年度には記念館の建設、28年度開館と、段階的に取り組みを推進するもので、それぞれの進捗状況を指標としています。24年度の検討会については、学識経験者、地域代表、公募委員の3つの部門にわたって、それぞれのメンバーが3分の1ずつを占めるという同じような割合により、そのような構成メンバーで、開館後の運営についても視野に入れながら、昨年度8回にわたって検討会を進めたところです。最終の3月には基本計画の策定を完了し、専門的な見地に合わせて、将来的にはこの記念館の支え手としての役割が期待できる地域代表の方や全国の漱石ファンのニーズ、意見、要望などを広く問い、効果的効率的な運営を図ることができたと考えております。

さらに、整備に当たっては、より多くの方に参画していただく仕組みの一つとして、夏目漱石記念施設整備基金を設置し、7月1日より運用、寄附の募集を開始したところです。これは、一般財源のみに頼るのではなく、多様な主体の力を活用する視点からも評価できると考えております。今年度25年度につきましては、イベント、パンフレットの作成、ホームページ等を活用して、本事業の一層の発信と基金の周知と、それにあわせて昨年度策定した整備基本計画の具体化、26年度には設計、27年度建設、28年度開館と、段階的に取り組みを推進していきます。

次に、「落合の文化・歴史資源の整備・活用」についてです。24年度については、中村彝アトリエ記念館設置条例の制定並びに指定管理者の指定を行いました。指定管理者については、新宿未来創造財団を指定管理者として指定したところです。そして、24年度の3月に記念館開館と、計画どおり目標が達成されています。なお、この指定管理者である未来創造財団については、先ほど説明させていただきましたが、林芙美子記念館及び佐伯祐三アトリエ記念館と連携の上、運営をしています。なお、運営に当たっては、指定管理者と連携を図ることはもちろん、現在44名にご登録いただいているガイドボランティアの方々のお力も活用しているところです。なお、中村彝アトリエ記念館ですが、その規模、あるいは当該記念館には一次資料、いわゆる中村彝本人が描いた絵画等展示がないことから、条例によって入館料は無料と規定しています。

以上により、本事業は計画どおり達成されて、目標も水準に達しているということがで

きるかと考えています。

最後になりますが、委員の皆様から事前に出された質問についてです。今後の進捗を適正に管理運営していくための受け皿についての記述がありませんが、所管部署だけで対処されていくのかということです。こちらにつきましては、24年度に整備検討会を設置して、基本計画等を策定しました。今年度は、基金の創設やパンフレットの配布、イベント等を通じて、この基金の周知に努めていきます。参考までに、こちらのイベントですが、去る7月14日に「漱石と現代を生きる」と題して、このイベント第一弾を開催いたしました。この日は早稲田大学の大熊記念講堂をお借りしてイベントを開催したところ、1,000名を超える皆様にご参加をいただいたところです。改めて、漱石ファンの幅広さですとか、あるいは現代にも通じる漱石の影響力の強さを実感しているところです。今後の記念館建設に向けて、建設や展示の運営計画等を検討していきます。その際には、私ども文化観光課を中心に、区の建設部門、あるいは資料を収容する図書館、それから地元の皆様、出張所、ほかにも漱石の資料を所有している神奈川県近代美術館、東北大学、漱石ゆかりの地の愛媛県、熊本県、松山市、熊本市などの区内外の関連機関とも連携を図りながら、事業を推進していきたいと考えています。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。それでは委員の方からご質問をどうぞ。

【委員】

記念館などの施設をつくるのはいいのですが、こういう施設を廃止するには何か基準があるのでしょうか。新宿区内には文化、歴史のいろいろなものがたくさんありますよね。そういうものの記念館をつくるのはいいのですが、施設を今後何年も維持していくというのは、今後区の財政が厳しくなっていくときに、相当な負担になるのではないのでしょうか。廃止する基準とかそういうものがあれば教えてください。

【説明者】

廃止する基準があるかないかと申しますと、そういうものは特にありません。私どもも、例えば夏目漱石の漱石山房記念館を建設するに当たって、今、委員からご指摘があったとおり、これを何とか持続的に運営をしていきたいと考えていて、多くの方にご来場いただけるよう、漱石ファンや文学ファン、マニアの方だけでなく、たまたま通りがかった方がふらっと入れるような、敷居の低い記念館を目指して、ぜひ持続的に展開をしていきたいと思っています。そういった形で、これから記念館の整備基本計画の具体化等の検討につなげていきたいと考えています。

【部会長】

効率的な運営とかという工夫は、所管課としていろいろあると思いますが、設置条例で設置しているので、廃止するかどうかというのは最終的には政治的意思に委ねられるかと思っています。ほかに質問はありますか。

【委員】

事業が非常にきちんと進んでいて、うれしく思うと同時に、非常に大事な重要な事業だとも思っています。

質問ですが、いわゆる計画事業として第二次実行計画におけるこの事業の範囲というのをどのように考えていくのでしょうか。漱石山房記念館があと数年後にはでき上がってくるということを考えると、記念館の運営というのは「文化・歴史の資源の整備・活用」という計画事業から外れて、事業として独立していく必要があるのではないのでしょうか。資金も集めるということになれば、その基金の管理などいろいろ出てくると思うのです。それから先ほどおっしゃられたように関係機関も非常に多く、そうするとこれは一大事業です。そういった意味で、新宿区で直営的に行うということも考えられるのではないかと思います。その辺いかがでしょうか。

【説明者】

ただいま、委員からは私どもの事業を非常に高くご評価いただき、本当にありがとうございます。ご指摘のとおり、漱石山房の事業については、私ども文化観光課の一大事業となっておりまして、先日、基金も創設いたしました。今後、基金を広く周知していき、同時に、設計に向けて昨年度策定した基本計画を具体化しなければならず、そもそもこの事業そのものを広く発信をしていかなければなりません。夏目漱石といっても、漱石が新宿区で生まれて、様々な代表作がありますが、新宿区でそれを執筆して、更には新宿区で生涯を閉じたことを知らない方もまだまだたくさんいらっしゃいます。区民の方でも知らない方がいる中で、広く発信をしていかなければなりません。そういうことでは、この事業を目出ししたり、専任の担当などを設置したりというような必要性等も検討していかなければならないと考えているところで、まさに委員のご指摘のとおり、この事業に力を入れるために、そういったことを含めて、来年度に向けて十分考えていきたいと思っております。

【部会長】

今のご発言は、整備検討委員会で今後議論されると考えていいのでしょうか。

【説明者】

整備検討委員会の方は昨年度の3月をもって整備計画が策定されたため終了しています。今度は、我々課の内部でその辺を十分検討していきたいと思っております。

【部会長】

基金の目標額というものはあるのでしょうか。

【説明者】

はい、2億円という目標を立てております。

【部会長】

それは指標にできないのですか。

【説明者】

もちろん、これは目標ということですので、これに向けて当然のことながら、我々力を尽くしていきたいと考えています。

【委員】

2億円を目標にしているとのことですが、漱石山房の建物ができるまでの基金なのでしょうか。それとも、建物できた後の維持管理までを含めた基金なのでしょうか。

【説明者】

2億円という基金については、とりあえずは建築までの目標額として立てていますが、基金自体は建設完成後も引き続いて運用していきたいと考えています。完成後は、その運営にかかわり、引き続いて資料等の購入や運営にかかる経費に充てたいと思います。主に、資料購入等は引き続き開館後も充実させていきたいと思いますので、そちらの方の経費になるのではないかと思います。

【委員】

そうすると、基金は山房だけではなく、この事業全体の、つまりいろんな文化資料の保存・整備活用に充てられるということでしょうか。

【説明者】

いえ、この基金は、漱石山房記念館の建設と漱石山房記念館の資料収集に限って使われます。

【委員】

枝事業の二つ目の中村彝アトリエ記念館のことについて伺います。昨年度はこちらの方が予算的に大きかったようですが、どちらかということ、夏目漱石ほど有名ではない文化人ということで、既に管理運営の段階に入っている今、何か課題があれば教えてください。

【説明者】

ご指摘のとおり、中村彝と言っても、漱石やほかの画家と比較して、そう知名度が高い方ではありません。ですので、いかに発信をしていくかということが一番の課題かと思っています。ただ、幸いにも、落合地区には中村彝だけではなく、佐伯祐三のアトリエ記念館や林芙美子記念館といったものがありますので、中村彝アトリエ記念館単独だけではなくて、そういう館との連携も深めて、より効果的な発信等を担っていきたいと思っています。

これについては、指定管理者である新宿未来創造財団と連携し、財団の方でもいろいろな工夫をして、PR用のうちわをつくりました。このうちわには、中村彝アトリエ記念館や佐伯祐三アトリエ記念館、林芙美子記念館を結んだ町歩きルートや、その他類する様々な文化施設、例えば、伝統的な建築様式を持った目白が丘教会や聖書神学校、聖母病院などが描かれており、こういうものを使って地道に広く周知をしていきたいと思っています。

【委員】

中村彝関係の事業は、計画事業としては終了して、経常事業だけになるのでしょうか。

【説明者】

確かに、管理運営は経常事業で行う形になります。ただ、こちらの計画事業の方も、これで終わりということではなくて、今後何か新しい案件が出てくればまたここに入ってくることにはなるかと思いますが、新規の整備案件は今のところありません。

【部会長】

ほかに説明はありますか。では、次の事業に入ります。

次は計画事業 74 番「文化体験プログラムの展開」です。事業説明をお願いします。

【説明者】

それでは、引き続きましてご説明をいたします。計画事業 74 番「文化体験プログラムの展開」という事業です。

新宿区第二次実行計画 163 ページをお開きください。上から数えて 11 段目がこの事業です。まちづくりの基本目標の一つに、「多様なライフスタイルが交流し、『新宿らしさ』を創造していくまち」という基本目標がありますが、これを実現するための個別目標の一つとして、「成熟した都市文化が息づく魅力豊かなまち」という個別目標があります。この個別目標を実現するための基本施策の一つに、「区民による新しい文化の創造」という基本施策があります。文化体験プログラムの展開は、この基本施策のもとに展開している事業でございます。

事業の目的ですが、区民が気軽に参加できるような体験型の様々なプログラムを提供することにより、新たな文化や芸術活動を体験することを通じて、地域の文化の活性化を図るものです。提供するプログラムは、能楽や三味線などの日本の伝統芸能、そのほか染色などの地場産業、ダンス、マジックなど多様なジャンルから選定をしています。

事業の概要ですが、本事業は年間 4 回にわたり実施をしているものです。まず一つ目は、5 月 5 日のこどもの日に実施している芸術体験ひろばがあります。西新宿にある廃校を活用した芸能花伝舎というところを会場にして、一日の中で 6 種目のプログラムを展開したものです。二つ目ですが、こども夏休み文化体験プログラムというのがあります。夏休みの期間中に幼児から小・中学生を対象に、平成 24 年度につきましては 11 プログラムを展開したものです。三つ目が、秋の文化体験プログラムです。こちらは大人を対象に 4 種目実施をしました。最後に、春の文化体験プログラムがあります。こちらにつきましても秋と同様に、大人を対象に 4 種目を実施しました。

事業の手法、手段、評価、今後の方向性等についてですが、本事業の実施に当たっては、専門性の高い文化・芸術活動団体や事業者、例えば公益社団法人日本芸能実演家団体協議会あるいは染色事業者及び神楽坂地域で活動をしている NPO 法人、これらの事業者、団体と連携を図って、その団体、事業者が持つネットワークやノウハウ等を十分に活用して魅力的なプログラムを提供するほか、一流の講師陣により参加者の満足度を高めています。

平成 24 年度につきましては、19 種目を実施しました。先ほどご説明した 4 つの中で、合計で延べ 19 種目を実施しました。目標 16 種目を達成するとともに、事業終了後については、各回それぞれアンケート調査を実施して、その参加者アンケート調査によりまして、満足度は 95% と高い評価を得ています。

以上により、本事業は計画どおり進行していると評価しています。

次に、今後の方向性等ですが、昨年度当委員会よりご指摘いただいたことを踏まえて、

子どもたちへの教育や伝統の継承などの分野を選定し、提供していきたいと考えています。なお、今年度については、新たに雅楽や太神楽といった伝統芸能、更に例年好評を博している名誉区民の西川扇蔵先生による日本舞踊など、メニューを充実したところです。また、事業の実施に当たっては、先にご説明したとおり、専門性の高い文化・芸術活動団体や事業者との連携を図り、そのネットワークやノウハウを十分に活用しているところです。今後は、特に、プログラム参加者への自主的な取り組み、例えばよりレベルアップを図ることができる講座等への参加、あるいは自主グループの設立などを支援する仕組みについても、研究を重ねていきます。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。では、委員の方、質問をお願いします。

【委員】

ありがとうございました。

この事業も非常に時宜を得て、適切に実施されていると思います。そういった点で、まさに区としてどこまでやるかということ考えたときに、今やられている範囲というのは非常に適切な設定だと思うのですが、将来的に見ると、毎年継続的にやっていくのであれば、そのやり方についてはしっかりと考えなければならないのではないかと思います。そのところをどうしていくかということについて整理しながら、区で担うべき部分と、そうでない部分とを見極めていかなければならないのではないのでしょうか。最近、民間でもこういうものが非常に流行っているわけです。大人向けに比較的高い授業料をとってやっているものや、キッズニアのようなものなどいろいろやっているわけで、そういうものがある中で、区の貴重な文化を継承していくために区として一定の範囲でこういう形でやっていくには、区が直営してやる意義に則しているものは区でやって、そうでないものは別の受け皿を考えていくというような仕分けをしていく必要があると思います。

【説明者】

委員ご指摘のとおり、この事業については、あくまでもきっかけづくりという意味で、様々な間口を広げて様々な文化体験を区民の方にしていただき、その中で、より興味をお持ちの方については、それぞれご自身で更にレベルアップを図っていただく、あるいは当該講座に集まった皆様が自主グループを構成して更に研さんを深めていただくことを考えています。そのような仕組みについては、今後区のほうでも研究をしていかなければならないという認識にあります。

それから、区がどこまで財政負担をやっていくかという問題ですが、これもまた非常に重要な課題であると考えています。今後、こういった課題を整理した上で、そのような視点をもって事業を運営していきたいと考えています。

【委員】

このイベントを4回ほどされているということですが、講師の方々への謝礼金は、通常価格よりも相当抑えられているものなのでしょうか。

【説明者】

例えば、先ほどご説明いたしました染色の体験事業などで説明しますと、受講者が工房に行き、そこで1日かけていろいろな体験をしていただき、最後はつくった作品をお持ち帰りになるというような流れになっていますが、染色に要する原材料費に一定額を足したものを講師料としてお支払いしています。

ほかにも、秋の文化体験プログラムで実施した手描き友禅体験の場合は30万ほどで、それから型染め体験は17万4,000円ほどの費用です。40人ほどが参加されるので、材料費込みで一人当たりで換算すると非常に有効ではないかと考えています。

【委員】

関連ですが、サービスの負担と担い手というところで、区民が低廉で気軽に様々な文化・芸術を体験できる機会を提供することは、採算性を重視する民間では難しいので、このような機会を提供する事業を区が実施することは適切であると考えられています。これは、採算性が悪くて民間ではできないから、区がお金払って実施すると読み取れてしまうのですが、そういう理解でよろしいのでしょうか。

【説明者】

ここに書いてあることもそうですが、やはり一番の目的というのは、区民が体験できる場を区で提供して、それによって地域の文化、あるいは区民自身の芸術活動を高めてもらいたいということです。民間で実施をする場合には、当然利益重視を考えなければいけないと思いますので、例えば入会料があつて、更に受講料を支払うということになると、区民の方にとっても非常に負担が大きくなると思います。それで、興味があつても、なかなかハードルが高いということで、せっかくの文化に触れる機会なども減るようなことにもなりますので、区が機会を提供することによって、様々な文化活動等に入ってほしいという思いを持っています。

【委員】

これは意見ですが、今お話しいただいた意図は理解できますが、やはり違和感があるというのが正直なところです。伝統的文化を扱っている事業者や団体であれば、そもそもその組織としてのミッションとして、そういうものを広く市民に伝えるということは当然お持ちだと思えます。であれば、それぞれの組織がそういったことを負担しながらやっていくということが本来あるべき姿ではないでしょうか。それでも、やはり区がやる意味はあるのであれば、そういった部分を内部評価に加えていただきたいと思えます。今ご説明いただければ嬉しいのですが。

【説明者】

先ほどお話しさせていただきました日本芸能実演家団体協議会なども、それぞれ協議会形式になっておりますが、中には例えば落語の団体、あるいは演劇の団体、バレエの団体といったものがあります。ご指摘のとおり、それらの団体につきましては、それぞれの団体が自分たちの活動の中で自分たちの事業を普及していくという役割も当然担っています。

し、それぞれの団体ごとに自分たちの財政負担の中でやっている部分もあります。それから、染色協議会なども、地場産業として、新宿から文化を発信していきたいということでいろいろな事業に取り組んでいますが、なかなか事業者だけの取組では難しい、財政的にも負担が多いというようなところもありますので、その辺、行政の方でも一定程度お金を投入して、それを支援するようなことも一方では必要であると考えています。

【部会長】

このことについては、いろいろ多様な問題が含まれているようなので、委員会の方でも少し議論をして整理して評価をしてみたいと思います。

では、これでよろしいでしょうか。

【委員】

一つよろしいでしょうか。

いろんな講座がある中で、人気のあるものについては何回か数多く開いていくということはあるのでしょうか。

【説明者】

例えば、今この中で人気があるのは、マジックやバルーンアートです。これらについて、昨年度も人気が非常に高く、3倍から4倍程度の倍率がありました。これら人気の高いものにつきましては、継続して今年度もプログラムの中に盛り込んでいます。

【委員】

マジックやバルーンアートというのは、伝統芸能とは全然違うと思いますが、伝統芸能を皆さんに体験してもらいたいということでこういう事業をやっているということであれば、少しずつれているような感じがします。その辺についてはどのように考えていますか。

【説明者】

確かに、これは伝統芸能にはならないかもしれませんが、広く言うと文化芸術のひとつの活動になるのかなと思いますし、それから利用者アンケートでも高い満足度を得ていますので、参加した方からは、一定の評価はいただいているのではないかと考えています。

【部会長】

伝統芸能だけでは必ずしもないということですね。

【委員】

そうですね。

【部会長】

ほかによろしいでしょうか。

では質疑を終わります。ありがとうございました。

<説明者交代・委員紹介・趣旨説明>

【部会長】

では、続いて、計画事業 82 番「平和啓発事業の推進」です。説明をお願いします。

【説明者】

本日は貴重なお時間頂戴しましてありがとうございます。総務課長です。よろしく願いいたします。

では、計画事業 82 番「平和啓発事業の推進」です。事業の目的としては、平和に関する認識を深めるためということで、新宿区平和都市宣言の趣旨に基づき平和の啓発普及活動を推進しているところです。戦後 68 年になり、戦争体験をされた方が少なくなっている中で、日本における戦争の経験というものを風化させずに、未来に向けて持続可能な地域社会をつくっていく上で、我々の暮らしがあるのも平和であることがゆえに成り立っているということを広く普及していこうということでこの事業を推進しています。

事業の主な手段ということで、まず一つは、戦争の被災パネルや戦時下の実物資料などを展示、また展示にあわせたミニコンサート、7 月 20 日に新宿歴史博物館で平和コンサートを行うとともに、平和展開催のオープニングを実施しているところです。そういったものによる普及啓発活動や平和を目指す日本全国の自治体や世界の都市との連携を深めながら普及啓発を図っていこうという取組を行っています。

子どもたちに平和のポスターを描いていただくことによって、平和に関する意識を醸成していこうという取組も行っています。それから、区内在住の 7 組の親子を毎年広島と長崎交互に派遣して、被爆地での交流あるいは被爆地での資料を見ることによって平和に対する意識を醸成するとともに、帰ってきてからこの親子の方たちに派遣報告会でその成果を区民に報告していただき、広くほかの区民や子どもたちに広げていこうという取組を現在行っています。そのほかに、平和の講演会として、東京大空襲の体験者、あるいは長崎・広島で被爆された方など、戦争体験のある方々に、戦争によって自分たちがどんな生活をしてきたのかということ講演会で語っていただいて、当時の代用食として有名なすいとんを食べながら当時のことを思い浮かべていただくというような取組を実施しています。

平和展については、平成 24 年度は 7 月 18 日から 8 月 17 日に実施しました。この期間中に平和コンサートを開き、コンサートを聞きながら平和を実感し、あわせて平和展の展示を見ていただくことによって、今日の生活があるのは当時の大きな犠牲のもとに平和があるからだということを体感していただくようなイベントを実施しています。

それから、平和市長会議ですが、平成 21 年度に、平和市長会議と日本非核宣言自治体協議会に新宿区が加入しました。平和市長会議については、4 年に 1 度、広島で大きな大会が開かれますけれども、今まで新宿区長は 5 回これに出席しております。残念ながら、今年度は総務部長が参加するといったようなことになっています。

平和のポスター展ですが、区内の子どもたちに 1,426 点応募していただき、多くの子どもたちが平和についての考えを持っていただくことで、最優秀賞、優秀賞、優良賞の 75 点を展示しています。

また、平成 24 年度は 8 月 8 日から 10 日、7 組 14 名を長崎市に派遣しています。平和派

遣に行ってくださいと、必ず派遣体験を報告書としてまとめていただき、各学校等にこれをお配りして子どもたちの体験を広めていくというような取組をしています。

さらに、親と子の平和派遣は昭和62年から始めた事業でございますけれども、この間に159組308人の方たちが派遣で行っており、こうした経験をされた方たちが「新宿区平和派遣の会」という形で、すいとんの会や平和講演会などにも協力していただいて、すいとんをつくっていただいて皆さんにふるまっていたく取組をしています。

目標設定ですが、なるべく多くの方たちにこうしたお話を聞いていただいて広めていくのが大きな目的になってきておりますので、私どもとしては、平和派遣報告会、平和講演会、すいとんの会等こうした事業への参加者数を目標にしています。かつては200人を目標にしていたのですが、今現在は毎年度300人、27年度のみ600人を目標としています。

もう一つの目標として平和のポスター展応募校をあげていますが、子どもたちに動機づけする意味では広くということで、学校ぐるみの取組を推進していきたいと考えており、区立小・中学校39校全てが参加するという目標に取り組んでいきたいと思っております。現在30校に参加していただいております。

それから、事業経費ですが、経費は全て一般財源で367万2,000円ほどかかっています。当初予算額598万5,000円で、執行率としては61.4%と若干悪くなっていますが、平和コンサートや報告会等における映画の上映や音楽の演奏などの委託料について、これらのイベントを手づくりで進めることで節減できたので不用額が出ているところです。

次に、評価ですが、サービスの負担と担い手では、私どもとしては適切と評価しました。ここでの体験をした親子との協働という形で、平和講演会あるいはすいとんの会というのでも始めました。参加された方々がすいとんをつくって講演会の際にふるまう取組です。平成22年には平和マップというものをつくり、新宿区内に残された戦跡、傷跡等を収集しましたが、これについても、体験された方たちと協働しながら、現地を歩いて写真を撮ってマップに盛り込むといったような取組をしてきており、そういった意味では区民の方の参加が広範に進んできているのではないかと考えています。

適切な目標設定についてです。声高に平和というものを訴えるというよりも、広くじっくりと平和意識が浸透していくということが必要だと考えておりますが、参加者は増えてきているもののまだまだと感じています。もう少し質的な評価を加えながら、どうしても多くの方に関心を持っていただけるのかといったようなことについて、改善していきたいと考えています。

効果的・効率的な視点ですが、派遣の会との協働等でより実効性に富んだ企画をしているということで、効果的・効率的に進められてきているのではないかと思います。少なくともこういった平和体験が大きな連鎖の輪を呼んで広まっていくというような努力を今後とも続けていきたいと思っております。

目的の達成度ですが、参加校あるいは参加者数が年々増えてきていますので、より魅力的なメニューをつくと同時に、学校行事と重ならないよう日程調整をしながら、今後と

も努力していきたいと考えています。

総合評価ですが、予算の執行率は約 6 割となっているものの、計画した事業は着実に実施することができています。また、チラシ配布の方法の工夫や実施会場を変えてみたことにより新たな参加者が広がっているということもあって、家族ぐるみの参加スタイルが随分増えてきたと我々は自負しています。イベントの参加後、共通の体験について家族で会話ができたという声や、後日平和についての学習資料を区に請求してくるといった子どもたちからの反響があるなど、計画しているものの効果は上がってきていると考えています。

24 年度の進捗状況・今後の取組方針の課題としては、若い世代を初めとする多くの方々が参加していただける内容とすることが大切であり、なるべく平和のポスター展等の応募者数を増やすだけでなく、様々な機会を通じて平和教育の大切さを周知していく必要があると考えています。課題に対する方針としては、積極的に学校や教育委員会などに働きかけ、若い世代への周知方法を引き続き工夫していくと同時に、魅力あるメニューなどにも取り組んでいきたいと考えています。それから、実際の取組としては、平和マップを平成 22 年につくりましたが、マップを使ったウォーキングの会などを今後も開催するようになっています。あまりたくさんの人数ですと、警察の許可なしには区内を歩けないこともありますので、いろいろ調整しながら、なるべく参加型の取組を増やしていきたいと考えています。

新たな課題ですが、協力員としてイベント当日のお手伝いやチラシ配布などの宣伝協力をしていただける方々をもっと増やしていきたいと思っています。平和派遣の会も平成 2 年度から始まった会で、年々世代交代が進んでいるので、若いお母様方、それから既に子どもたちが成人しているような方々にも協力の輪を広げていきたいと考えています。事業の方向性としては、継続をしていきたいと考えております。最後に、事業の目標については、参加者の満足度を考慮した設定を今後検討するなど、更に幅広い取組を進めていきたいと考えているところです。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。では、委員の方は質問どうぞ。

【委員】

このポスターの展示は小・中学校だけですか。

【説明者】

はい。小学校、中学校です。

【委員】

190 人の参加者は、これはどのイベント参加者数を合計したものか教えていただけますか。

【説明者】

派遣の報告会が 100 名、平和講演会とすいとんの会は同時開催しており、90 名といったところです。

【委員】

協働の相手方である新宿区平和派遣の会というのは、広島・長崎に派遣に行った方々で構成されているものでしょうか。何人ぐらいか教えてください。

【説明者】

広島・長崎派遣を隔年でやっていますが、それらを含めた両方の卒業生を中心にしてお集まりいただいています。今現在、159組、308人の親子の方が参加されています。任意団体ですので、正式に会員が何人ということではございませんが、対象としてはこうした308人の方々がそれぞれできる範囲でご協力をいただいているところです。

【委員】

一番古参の方で、何年前の方がいらっしゃるのでしょうか。

【説明者】

平成2年度から始まりまして、約23年間取り組んでおりますが、よく来ていただけるのは平成の初めのころの方で、今中心になっている方が平成9年に派遣された方です。それ以降の方は割と世代的にもまだ子どもたちが小さいか大学生くらいまでということで、平成9年以降、12年、13年とそれ以降の方たちが今中心になって活動されているので、もう少し前の方にも取組を広げていきたいと考えているところです。

【委員】

平和ポスターが現在30校でということで、もっと早くから教育委員会には訴えかけていると思っていたのですが、そうではなかったのでしょうか。

【説明者】

確かに、この部分では教育委員会にご協力いただいているのですが、学校単位ではどうしても応募されてこない学校があって、やはり美術の先生などのご協力なくしてはできませんので、校長先生やほかの先生方のご理解・ご協力を得ながら広く進めていきたいと思っています。

【部会長】

参加する学校が固定化しているということですが。

【説明者】

一回参加していただくと次の年も参加していただけるようになります。私どもとしては、残った9校について地道に働きかけをして、ぜひ幅広くしていきたいと思っています。

【委員】

外部評価では最初のころはこの事業の評価がなかなか定まらなくて、委員相互でも調整するのに苦労したわけですが、昨年ぐらまでの間で大分落ち着いてきて評価も固まってきたように思います。そこで、まずお伺いしたいのは、今まではずっと適切と内部評価してきたと思いますが、今年度になって「適切な目標設定」について改善が必要とあえて評価されており、先ほどご説明があったように、参加する区民の数をもっと増やしていこうということで、参加者の満足度や協働の視点からの目標を設定する必要があるとお考えになったということですが、折角そのような改善の視点をもって評価されていますから、こ

の点について補足的に説明していただけますか。

【説明者】

確かに、行政側が全部しつらえて、なるべく多くの人に集まっていたきたいという思いはあるものの、人数だけで判断するのではなく、参加される区民の方たちの視点をもう少し含めて、平和を考えること、あるいは継続していくということを参加者の方々が実際に思うことが大切であり、参加して実りがあったという満足度を高めていくことこそが必要だと考えています。ですから、単にコンサートやポスターを展示するだけではなく、展示の中の一つ一つのものに工夫を凝らしていこうと考えています。こうしたことで、平和というものをもっと身近に感じてもらう、理解してもらう、満足してもらうというような取組に広げていきたいと考えています。

【委員】

ありがとうございました。そういったご説明が補足的にあったということで、この点を高く評価したいと思います。

それから、とかく評価の分かれるところですが、こういった形で強い意気込みでやっていこうということで、特に、内部評価に「一層の平和教育を推進することができる貴重な機会でもあるので、校長会や関係教員への周知を図りながら」進めていきたいとあるので、ぜひやっていただきたいと思うわけです。以上です。

【説明者】

ありがとうございます。

【委員】

平和マップというのは、どこに置いてあるのでしょうか。出張所にも置いてありますか。

【説明者】

はい、出張所にも置いてあります。

【部会長】

では、この辺でよろしいでしょうか。

では、本日これで閉会したいと思います。お疲れさまでした。

<閉会>

(補足：会議要旨の中の「中期総合計画」は、「経営計画」という名称になりました。)